

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月16日

支出負担行為担当官

入国者収容所東日本入国管理センター所長 西平 真三

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 防災備蓄用食料品の売払い
- (2) 引取期限 令和8年3月27日（金）
- (3) 引取場所 交付する仕様書のとおり。
- (4) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」において、D等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は本件と同等以上の仕様の物品の買受けの契約実績を有することを証明できる者。
- (3) 次のアからコのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他アからケに準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒 300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター会計課用度係 担当：新井

電話：029-875-1291

E-mail：higashinihon-kaikei@i.moj.go.jp

4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び仕様書に関する事項

(1) 交付期間

令和8年2月16日（月）から同年2月20日（金）までの9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分を除く。）

(2) 交付場所

上記3の場所又は電子調達システムにおいて交付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合には、上記3の問合せ先に電話にて連絡すること。

4 見積書及び参加資格を証明する書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）17時00分 必着

(2) 提出場所

ア 持参、郵送等又はメールにて提出する場合は上記3の住所又はメールアドレス宛てに提出すること。なお、メールにて提出する場合は受信確認を電話連絡すること。

イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続にしたがって提出すること。

5 見積合わせの日時

令和8年3月4日（水）10時00分

見積合わせは、非公開で実施する。

6 見積書に記載する見積価格

（1）紙で提出する場合

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

（2）電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。

また、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付すること。

7 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

8 受託者の決定

予算決算及び会計令第79条の規程に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な見積書を提出した者を受託者とする。

9 契約保証金の納付

免除

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。